

協定について

- 協定は、予防計画に定めた数値目標達成のため、確保病床数などについて医療機関等と締結するもの。締結した内容は公表される。
- 協定は、「医療措置協定」と「検査等措置協定」の2種類。
- 医療機関は、医療措置協定締結の協議を求められた場合、協議に応じなければならない。

予防計画上の主要項目		医療提供体制の確保					検査体制の確保	宿泊療養体制の確保
目標達成のための担保		医療措置協定					検査等措置協定	
協定締結の協議対象者		医療機関					病原体等の検査を行っている機関等	
		病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所	病原体等の検査を行っている機関	宿泊施設
医療措置協定	①病床の確保	○	○	×	×	×	/	/
	②発熱外来の対応	○	○	○	×	×		
	③自宅療養者等への医療の提供	○	○	○	○	○		
	④後方支援	○	○	×	×	×		
	⑤人材派遣	○	○	×	×	×		
検査等措置協定	①検体の採取	/					○	×
	②検体の検査						○	×
	③宿泊施設の確保						×	○

協定について(医療措置協定)

《医療措置協定の具体的な内容》

協定締結の協議対象者		病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護事業所
医療措置	①病床の確保	○	○	×	×	×
	②発熱外来の対応	○	○	○	×	×
	③自宅療養者等への医療の提供	○	○	○	○	○
	④後方支援	○	○	×	×	×
	⑤人材派遣	○	○	×	×	×

- 「④後方支援」とは、感染症対応を行う医療機関に代わって、感染症患者以外の患者に医療を提供すること。
- 「⑤人材派遣」とは、感染症対応を行う医療機関等に医療人材を派遣すること。

= 第一種協定指定医療機関
 = 第二種協定指定医療機関
 = その他

【参考】新たな感染症指定医療機関

	入院医療		外出自粛対象者の医療		一般の医療機関
	第一種感染症指定医療機関	第二種感染症指定医療機関	第一種協定指定医療機関	第二種協定指定医療機関	
一類感染症	○				
二類感染症	○	○			
三類～五類感染症					○
新型インフルエンザ等感染症	○	○	○	○	
指定感染症			○	○	
新感染症(所見がある者)			○	○	

- 感染症指定医療機関に追加
- 予防計画において想定する感染症

協定内容の実施に係る費用負担について

詳細は国の要綱待ち

(1) 感染症指定医療機関の設備整備に対する補助(拡充)

対象機関: 補助の対象機関に**協定締結医療機関**及び検査等措置協定締結機関を**追加**

対象経費: 設置に要する費用のみ

(2) 協定締結医療機関及び検査等措置協定締結機関が実施する措置への補助(新設)

対象機関: **協定締結医療機関**及び検査等措置協定締結機関

対象経費: 措置に要する費用(協定等により県が負担すると定めた部分)

(3) 宿泊・自宅療養者等への医療の提供を公費負担医療として法律上に規定(新設)

対象機関: 外出自粛対象者へ医療を提供する**協定締結医療機関(第二種協定指定医療機関)**

対象経費: 宿泊・自宅療養者等が、第二種協定指定医療機関から受ける医療に要する費用

(4) 流行初期医療確保措置(新設)

対象機関: **流行初期医療確保措置付きの協定締結医療機関**

対象経費: 感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合にその差額を公費と保険者で負担